

13. 感染症対策

感染症対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」という。）に基づき行なっている。感染症の発生の予防及びまん延を防止し、区民の健康を守るために平常時から予防対策を推進し、感染症発生時には積極的疫学調査・健康診断・入院勧告など迅速かつ的確な対策を講じるように取り組んでいる。

[1] 感染症発生動向調査

感染症法12条および法14条に基づき感染症の患者を診断した医師から届出を受けて、感染症の発生状況を把握し、その結果を区民や医療機関へ還元することで、感染症の拡大防止を図っている。

年 度	件 数 (件)
18 年 度	1,525
19 年 度	2,332
20 年 度	2,673
21 年 度	4,665
22 年 度	3,403

一類～四類感染症・新型インフルエンザ等感染症は医師が診断後直ちに、五類感染症の全数把握対象疾病は診断後7日以内に全数最寄りの保健所へ届け出る。五類感染症の定点把握対象疾病は指定届出機関（定点医療機関）での診断患者数を週単位もしくは月単位で報告することとなっている。

□豊島区内定点医療機関

定点種別	医療機関数
インフルエンザ（週報）	8
小児科（週報）	5
眼科（週報）	1
性感染症（月報）	3
基幹（週・月報）	1

□一類感染症

疾 病	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
エボラ出血熱	-	0	0	0	0
クリミア・コンゴ出血熱	-	0	0	0	0
痘そう（天然痘）	-	0	0	0	0
南米出血熱	-	0	0	0	0
ペスト	-	0	0	0	0
マールブルグ病	-	0	0	0	0
ラッサ熱	-	0	0	0	0

□新型インフルエンザ等感染症

疾 病	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
新型インフルエンザ	-	0	0	15	0
再興型インフルエンザ	-	0	0	0	0

□二類感染症

疾 病	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
急性灰白髄炎（ポリオ）	-	0	0	0	0
結核	-	87	135	136	126
ジフテリア	-	0	0	0	0
重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）	-	0	0	0	0
鳥インフルエンザ（H5N1）	-	0	0	0	0

□三類感染症

疾 病	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
コレラ	-	0	0	0	0
細菌性赤痢	-	0	2	3	0
腸管出血性大腸菌感染症	-	4	9	6	6
腸チフス	-	0	1	0	2
パラチフス	-	0	0	0	0

□四類感染症

疾 病	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
E型肝炎	-	0	0	0	0
ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）	-	0	0	0	0
A型肝炎	-	0	0	0	0
エキノコックス症	-	0	0	0	0
黄熱	-	0	0	0	0
オウム病	-	0	0	0	0
オムスク出血熱	-	0	0	0	0
回帰熱	-	0	0	0	0
キャサヌル森林病	-	0	0	0	0
Q熱	-	0	0	0	0
狂犬病	-	0	0	0	0
コクシジオイデス症	-	0	0	0	0
サル痘	-	0	0	0	0
腎症候性出血熱	-	0	0	0	0
西部ウマ脳炎	-	0	0	0	0
ダニ媒介脳炎	-	0	0	0	0
炭疽	-	0	0	0	0
チクングニア熱	*平成23年1月～追加				0
つつが虫病	-	0	0	0	0
デング熱	-	0	0	0	0
東部ウマ脳炎	-	0	0	0	0
鳥インフルエンザ（H5N1を除く）	-	0	0	0	0
ニパウイルス感染症	-	0	0	0	0
日本紅斑熱	-	0	0	0	0
日本脳炎	-	0	0	0	0
ハンタウイルス肺症候群	-	0	0	0	0
Bウイルス病	-	0	0	0	0
鼻疽	-	0	0	0	0
ブルセラ症	-	0	0	0	0
ベネズエラウマ脳炎	-	0	0	0	0
ヘンドラウイルス感染症	-	0	0	0	0

疾 病	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
発しんチフス	-	0	0	0	0
ボツリヌス症	-	0	0	0	0
マラリア	-	0	0	0	0
野兔病	-	0	0	0	0
ライム病	1	2	0	0	0
リッサウイルス感染症	-	0	0	0	0
リフトバレー熱	-	0	0	0	0
類鼻疽	-	0	0	0	0
レジオネラ症	1	0	0	1	0
レプトスピラ症	-	0	0	0	0
ロッキー山紅斑熱	-	0	0	0	0

□五類感染症（全数把握）

疾 病	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
アメーバ赤痢	7	4	3	2	5
ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）	-	0	0	0	0
急性脳炎（四類感染症における脳炎を除く）	-	0	1	4	0
クリプトスポリジウム症	-	0	0	0	0
クロイツフェルト・ヤコブ病	-	0	0	1	0
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	-	0	0	0	0
後天性免疫不全症候群	6	1	1	6	7
ジアルジア症	-	0	0	0	0
髄膜炎菌性髄膜炎	-	0	0	0	0
先天性風しん症候群	-	0	0	0	0
梅毒	4	6	15	6	4
破傷風	-	0	0	0	0
バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	0	0	0	0
バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1	1	0	0	0
風しん	-	3	0	0	0
麻しん	1	26	18	5	2

□五類感染症（定点把握・週報）

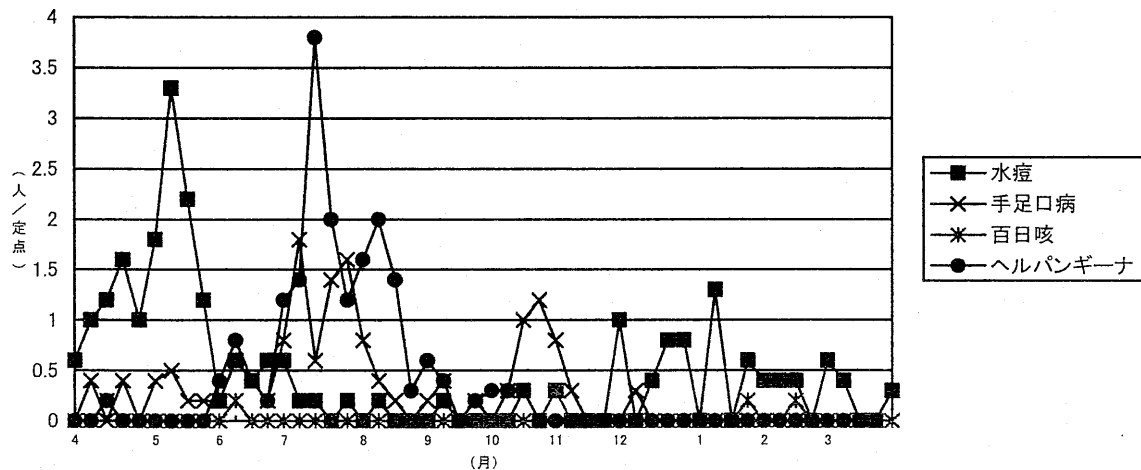
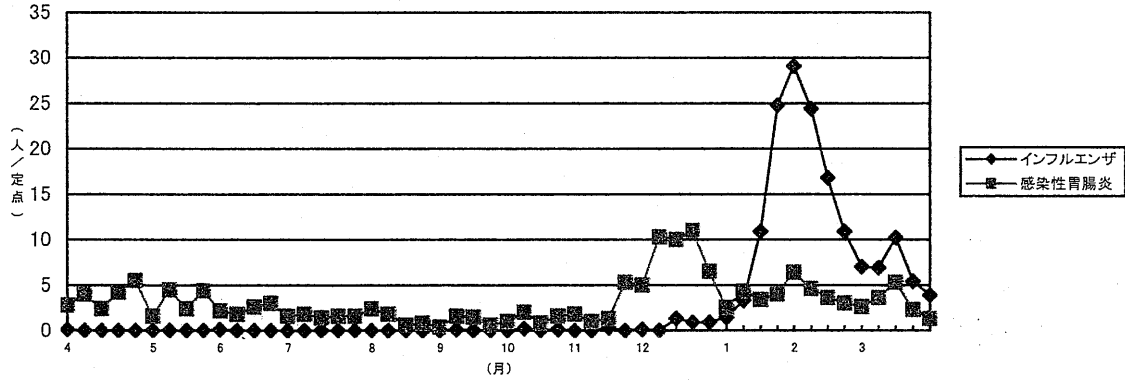
疾 病	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
RSウイルス感染症	1	2	3	1	20
咽頭結膜熱	1	15	23	11	29
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	5	85	82	59	55
感染性胃腸炎	327	466	772	540	742
水痘	57	86	91	85	117
手足口病	19	69	60	35	75
伝染性紅斑	43	20	3	32	20
突発性発しん	69	64	45	42	50
百日咳	1	0	9	3	5
ヘルパンギーナ	25	220	43	21	91
流行性耳下腺炎	55	102	82	22	76
不明発しん症（都単独）	-	7	7	3	1
MCLS（川崎病）（都単独）	-	1	3	0	0

疾 病	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ感染症確定例等を除く）	256	996	509	2,827	1,234
急性出血性結膜炎	2	0	0	0	3
流行性角結膜炎	18	4	3	2	8
クラミジア肺炎（オウム病を除く）	2	1	0	0	0
細菌性髄膜炎	-	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	2	6	2	2	4
無菌性髄膜炎	-	0	0	0	0

□五類感染症（定点把握・月報）

疾 病	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
性器クラミジア感染症	270	22	273	284	268
性器ヘルペスウイルス感染症	101	7	102	102	97
尖圭コンジローマ	94	8	130	105	102
淋菌感染症	81	9	91	102	103
トリコモナス症（都単独）	-	1	18	13	15
梅毒様疾患（都単独）	-	15	10	7	6
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	25	0	62	104	77
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	50	3	65	77	53
薬剤耐性アシネトバクター感染症	*平成23年1月～追加				0
薬剤耐性緑膿菌感染症	-	0	0	1	0

定点把握対象疾患の流行状況（平成22年度）



[2] 感染症健康診断（結核を除く）

(1) 患者本人・家族・接触者等の健康診断（単位：人）

区分 年度	検査数	陽性数	陰性数
18年度	93	0	93
19年度	57	0	57
20年度	79	30	49
21年度	40	9	31
22年度	37	11	26

(2) 一般健康診断（ぎょう虫）受診者 *平成21年度でぎょう虫検査は終了。

年度	検査数	陽性数
18年度	141	3
19年度	215	0
20年度	102	0
21年度	175	0

[3] 積極的疫学調査

(1) 積極的疫学調査

（単位：件）

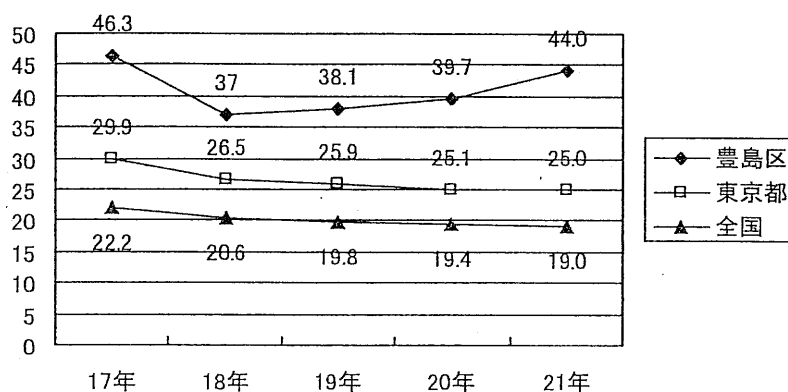
類型	疾病名	20年度	21年度	22年度
総数		272	231	199
新型 インフルエンザ等	新型インフルエンザ	0	10	1
二類	結核	200	194	167
	急性灰白髄炎	0	0	1
三類	細菌性赤痢	4	4	4
	腸管出血性大腸菌感染症	6	10	10
	腸チフス	1	0	2
	パラチフス	1	0	0
四類	マラリア	1	0	0
	レジオネラ症	2	1	2
	デング熱	0	0	1
五類	麻疹	15	5	2
	感染性胃腸炎	12	5	8
	水痘	1	0	0
	流行性耳下腺炎	1	0	0
	インフルエンザ	20	1	0
その他	普通疥癬・ノルウエー疥癬	8	1	1

[4] 結核対策

平成19年4月に結核予防法が廃止され、感染症法に統合された。また、潜在性結核感染症（結核患者との接触があり、ツベルクリン反応検査又はQFT検査により感染が認められ、発症予防の治療が必要と認められた者）が感染症法の届け出対象となった。

豊島区は、結核り患率が非常に高く、平成21年、東京23区の中で第4位である。住所不定者や外国人の患者も多く、都市型結核の特徴を持っており結核がまん延している傾向にある。結核の早期発見・再発防止・まん延防止のため、健康診断・登録患者の療養支援・医療費公費負担等を行なっている。

全結核り患率の年次推移



(注) り患率：一年間に発病した患者数を人口10万対率で表したものの。

(1) 結核患者の概要 (潜在性結核感染症除く)

区分	年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
全結核り患率(%)		(20.6)	(19.8)	(19.4)	(19.0)	(18.2)
		37.0	38.1	39.7	44.0	41.2
全結核有病率(%)		(17.2)	(16.2)	(15.7)	(14.8)	—
		26.0	29.6	26.6	27.9	—
平均入院期間(月)		(4.0)	(3.9)	(65)	(67)	—
		—	2.7月	86.50日	84.00日	—
平均有病期間(月)		(10.0)	(9.8)	(273)	(272)	—
		—	9.3月	267日	256日	—
新登録者数(人)		94	98	103	115	109
[60歳/65歳以上の人数]		[43人]	[37人]	[33人]	[40人]	[35人]
新規登録者に対する率(%)		(61.5)	(62.49)	(56.72)	(57.97)	(59.06)
		45.7	37.8	32.0	34.8	32.1
[生保人数](人)		[15人]	[14人]	[19人]	[17人]	[19人]
新規登録者に対する率(%)		16.0	14.3	18.4	14.8	17.4
[外国人数]		[13人]	[16人]	[16人]	[9人]	[17人]
新規登録者に対する率(%)		13.8	16.3	15.5	7.8	15.6
年末・病状不明率(%)		(15.0)	(18.4)	(18.96)	(18.26)	(15.12)
		21.3	12.2	8.0	10.6	9.6

(注1) 上段 () 内は結核の統計による全国値。

(注2) 有病率：ある時点において、ある人口集団中にいるその病気をもっている人の割合。通常人口10万対率で表す。

(注3) 平均入院期間及び平均有病期間(月)は、平成20年から入院期間中央値及び治療期間中央値(日)へ変更。

(注4) [60歳/65歳以上の人数]平成20年から65歳以上の人数

(注5) 病状不明率 = $\frac{\text{年末現在活動性不明数}}{\text{年末現在登録者数}} \times 100$

(2) 結核患者の管理

医師からの結核発生届を受け結核登録票を作成し、患者及び家族の健康状態などを記録して適正な治療を受けるよう指導している。(感染症法第12条、第53条の12)

①既登録患者数(登録時総合患者分類、年齢階級別)

各年12月31日現在(単位:人)

年	年齢階級		総数	0~4	5~9	10~ 14	15~ 19	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~ 69	70~		
	年	階級													
18年	総数		228	-	1	-	-	32	38	27	42	34	54		
	活動性結核患者登録数		66	-	-	-	-	11	10	12	7	6	20		
19年	総数		227	3	0	0	2	32	33	33	38	37	49		
	活動性結核患者登録数		88	2	0	0	2	14	13	13	16	15	13		
20年	総数		222	1	0	2	0	36	33	45	29	39	37		
	活動性結核患者登録数		82	0	0	2	0	8	17	20	10	14	11		
21年	総数		230	0	0	0	1	34	34	48	32	40	41		
	活動性結核患者登録数		82	0	0	0	0	14	12	15	14	11	16		
22年	既登録者数		258	0	0	0	1	39	45	53	39	33	48		
	活動性結核患者登録数	総数		93	0	0	0	1	18	16	13	18	11	16	
		肺結核活動性	総数		65	0	0	0	1	12	9	6	16	10	11
			登録時喀痰塗抹陽性	総数	36	0	0	0	1	4	3	2	13	6	7
				初回治療	29	0	0	0	1	3	3	1	10	6	5
				再治療	7	0	0	0	0	1	0	1	3	0	2
		登録時その他の結核菌陽性		21	0	0	0	0	6	2	3	3	3	4	
		登録時菌陰性・その他		8	0	0	0	0	2	4	1	0	1	0	
		肺外結核活動性		13	0	0	0	0	4	3	1	0	0	5	
	潜在性結核 治療中		15	0	0	0	0	2	4	6	2	1	0		
不活動性結核		143	0	0	0	0	13	27	33	20	20	30			
活動性不明		22	0	0	0	0	8	2	7	1	2	2			

(注) 平成19年から潜在性結核感染症が、感染症法の届け出対象となり、登録患者数に含めるようにした。

②新登録患者者数（登録時総合患者分類、年齢階級別）

各年1～12月（単位：人）

年	年齢階級	総数 (潜在性 : 内数)	年齢階級											
			0～4	5～9	10～ 14	15～ 19	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～		
18	新登録数	94	-	-	-	-	17	13	13	8	10	33		
19	新登録数	106(8)	3	0	0	2	19	11	16	18	13	24		
20	新登録数	123(20)	0	0	2	0	19	18	24	20	14	26		
21	新登録数	131(16)	0	0	0	0	25	17	24	18	18	29		
22	新登録数	126(17)	0	0	2	1	20	19	21	17	19	27		
	肺結核活動性	総数	96	0	0	2	1	13	11	14	14	18	23	
		喀痰塗抹 陽性	総数	50	0	0	0	1	4	5	3	12	8	17
			初回治療	41	0	0	0	1	4	5	2	9	8	12
		再治療	9	0	0	0	0	0	0	1	3	0	5	
	その他の結核菌陽性	30	0	0	2	0	7	2	7	2	5	5		
	菌陰性・その他	16	0	0	0	0	2	4	4	0	5	1		
	肺外結核活動性	13	0	0	0	0	4	3	2	0	0	4		
潜在性結核	17	0	0	0	0	3	5	5	3	1	0			

③新規登録患者の薬剤感受性

薬剤感受性検査により抗結核薬が効かない菌（薬剤耐性菌）と判明した場合、治療が困難となることがある。

(単位：人)

区分	年度	18年	19年	20年	21年	22年
新登録患者中菌陽性		69	75	55	77	73
薬剤耐性		7	11	8	11	14
(再掲)	INH・RFP耐性	-	0	0	2	1
	INH耐性あり	3	10	3	6	4
	RFP耐性あり	-	0	1	0	0
	その他耐性あり	4	1	4	3	9
薬剤耐性なし		38	47	36	56	51
感受性不明(※)		24	17	11	10	8

(※) 感受性不明：登録後まもなく死亡、もしくは検体不良のため培養検査施行できなかった者等。

(3) 結核定期健康診断

感染症法第53条の2に規定されている定期健康診断の結果を把握している。また、定期健康診断が望ましい結核り患率の高い対象者として、住所不定者及び日本語学校生の健診を行なっている。

①保健所における結核定期健康診断、予防接種の実施状況（感染症法第53条の2）

区分 年度	対象施設数 (A)	対象者 (人) (B)	報告書の提出		受診者数 (人) (D)	受診率 (%) (D)/(B)	BCG 接種者 数 (人) (※)	エックス線 検査 (人)	検査結果		発病のお それがある と診断 された者 の数(人) (※)	
			提出 施設 数 (C)	提出率 (%) (C)/(A)					発見 患者数 (E)	患者 発見率 (%) (E)/(D)		
18年度	1,018	231,513	109	10.71	63,208	27.30	1,528	61,647	18	0.03	5	
19年度	1,862	231,025	104	5.59	64,544	27.94	1,599	62,945	13	0.02	5	
20年度	941	84,423	443	47.08	54,883	65.01	1,618	53,265	9	0.02	5	
21年度	936	110,964	55	5.88	44,186	39.82	1,720	42,455	10	0.02	11	
22年度	930	111,717	35	5.70	19,951	17.86	1,730	18,221	10	0.05	18	
事業者	852	12,541	31	3.64	3,055	24.36	/	3,055	0	0.00	0	
学校長	70	48,566	18	25.71	11,262	23.19	/	11,262	0	0.00	0	
内訳	高等学校	15	4,229	7	46.67	1,614	38.17	/	1,614	0	0.00	0
	大学 (短大)	8	35,613	5	62.50	7,737	21.73	/	7,737	0	0.00	0
	その他	47	8,724	6	12.77	1,911	21.91	/	1,911	0	0.00	0
施設長	8	553	4	50.00	259	46.84	/	259	0	0.00	0	
区市町村長	/	50,057	/	/	5,375	10.74	1,730	3,645	10	0.19	18	
一般(65 歳以上)	/	44,665	/	/	139	0.31	/	139	0	0.00	0	
乳幼児 健診	/	1,882	/	/	1,730	91.92	1,730	/	/	/	/	
日本語 学校健診	10	3,443	10	100.00	3,286	95.44	/	3,286	8	0.24	14	
路上生活 者健診	/	67	/	/	64	/	/	64	0	0.00	4	
生活福祉 課健診	/	/	/	/	156	/	/	156	2	1.28	0	

(※) 発病のおそれがあると診断された者：胸部エックス線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

BCG接種者数：平成19年度以降は、結核予防法の廃止に伴い、予防接種法に基づいた接種が行なわれている。

(注) その他のX線検査として、人事課から依頼を受けて、臨時職員検査を523件実施した。

実施義務者	受診者	定期
事業者・学校長 ・施設の長	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設（※）の従事者	毎年度
学校長	大学、高校等（修業年限が1年未満のものを除く）の学生又は生徒	入学した年度
施設の長	社会福祉施設（※）に収容されている者	65歳以降毎年度
区市町村長	上記以外の者（定期健康診断の必要がないと認める者は除く）	65歳以降毎年度
	管轄区域内の結核の発生状況、定期健康診断による発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	区市町村が定める定期

（※）上表中の社会福祉施設：社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設

- ・救護施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・身体障害者療護施設
- ・身体障害者福祉ホーム・身体障害者授産施設・知的障害者更生施設・知的障害者授産施設
- ・知的障害者福祉ホーム・知的障害者通勤寮・婦人保護施設

②路上生活者の健康診断

区分 年度	健診 回数 (回)	対象者 (人)	受診 者数 (人)	受診率 (%)	精密検 査紹介 者数 (人)	精密検査結果		
						結核 患者 発見 数 (D)	結核患者 発見率 (%) (D)/(C)	その他
18年度	2	181	100	55.25	4	0	0.00	4
19年度	2	215	100	46.51	7	1	1.00	6
20年度	2	166	146	87.95	6	1	0.68	5
21年度	2	94	106	112.77	14	2	1.89	12
22年度	2	67	64	95.52	4	0	0.00	4

③日本語学校生の健康診断

区分 年度	対象校 (A)	対象者 (人) (B)	報告書の提出		受診 者数 (人) (D)	受診率 (%) (D)/(B)	精密検 査紹介 者数 (人)	精密検査結果		
			提出 施設数 (C)	提出率 (%) (C)/(A)				発見 患者数 (E)	患者 発見率 (%) (E)/(D)	発病の おそれ があると 診断さ れた者 の数 (※)
18年度	11	2,616	11	100	2,359	90.18	27	9	0.39	3
19年度	11	2,814	11	100	2,448	86.99	34	10	0.41	4
20年度	11	2,779	11	100	2,511	90.36	27	6	0.24	5
21年度	12	3,236	12	100	3,065	94.72	38	7	0.23	5
22年度	10	3,443	10	100	3,286	95.44	60	8	0.24	14

（※）発病のおそれがあると診断された者：胸部エックス線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

(4) 結核接触者健康診断

結核が疑われる者に対して重点的に実施することにより、結核を早期に発見し、結核の蔓延防止を図ることを目的としている。(感染症法第17条)

①接触者健康診断実施状況

(単位:人)

区分 年度		実施者数			実施検査						検査結果				
		保健所	委託医療機関	計(A)	ツベルクリン反応検査		QFT検査			エックス線検査	発見患者数(B)	患者発見率(%) (B)/(A)	診断された者(※)	発病のおそれがあると	潜在性結核感染症
					判定者数	陰性者数	判定者数	陽性者数	判定保留						
18年度	患者家族	109	3	112	6	1	-	-	-	109	1	0.85	-	-	
	接触者	862	-	862	76	9	-	-	-	862	2	0.17	4	-	
19年度	患者家族	97	3	100	1	0	23	0	1	100	0	0.00	1	0	
	接触者	827	16	843	7	0	559	25	21	881	7	0.83	0	19	
20年度	患者家族	118	4	122	6	1	23	3	0	104	0	0.00	0	2	
	接触者	1,153	23	1,176	4	2	483	35	22	809	7	0.60	0	32	
21年度	患者家族	116	0	116	7	1	28	4	0	116	2	1.72	0	4	
	接触者	536	2	538	3	2	232	5	21	538	1	0.19	1	8	
22年度	患者家族	136	2	138	2	0	20	1	0	126	2	1.45	0	3	
	接触者	940	29	969	12	1	304	23	17	719	2	0.21	0	15	

(※) 発病のおそれがあると診断された者: 胸部エックス線検査で経過観察(3か月後、6か月後)の者。

②初発患者別、接触者健康診断(エックス線検査)対象施設の内訳

(単位:件)

区分 年度		受診者	学校	医療機関	福祉施設	専門学校等	寮・簡易宿舎	企業	接客業	その他
22年度	自区患者分	266	0	0	144	17	21	21	15	48
	依頼検査分	424	2(0)	85(6)	2(0)	62(3)	16(2)	130(8)	93(9)	34(39)

(注) 接触者健診実施内訳()内は依頼受理件数。

(5) 医療費の公費負担

① 結核入院患者の医療

結核のまん延を防止するため必要があると認める時は、感染症の診査に関する協議会での診査の結果、結核指定医療機関への入院を勧告する。費用については、その負担能力に応じて一部又は全部を公費で負担する。(感染症法第37条、第42条)

□結核入院患者医療費公費負担状況

(単位：人)

年度	区分	計	健康保険		国民健康保険	生活保護法	自費その他	老人保健法	後期高齢者
			本人	家族					
18年度	申請	39	5	1	10	10	1	12	-
	承認	39	5	1	10	10	1	12	-
19年度	申請	136	22	1	48	37	4	24	
	承認	132	22	1	48	35	3	23	
20年度	申請	158	15	0	71	44	1		27
	承認	158	15	0	71	44	1		27
21年度	申請	153	24	8	43	46	11		21
	承認	153	24	8	43	46	11		21
22年度	申請	154	25	2	45	59	0		23
	承認	154	25	2	45	59	0		23

(注) 平成19年4月から、承認期間が最長6か月から30日に変更となった。

□結核患者医療費・療養費公費負担状況

区分 年度	計			一般患者医療費			就業制限・入院勧告患者					
	支払い延件数(件)	支払金額(円)	1件当り平均金額(円)	支払い延件数(件)	支払金額(円)	1件当り平均金額(円)	医療費			療養費		
							支払い延件数(件)	支払金額(円)	1件当り平均金額(円)	支払い延件数(件)	支払金額(円)	1件当り平均金額(円)
18	934	28,701,618	30,730	797	3,965,305 (6,641,010)	4,975 (8,333)	136	24,732,593 (52,550,282)	181,857 (386,399)	1	3,720	3,720
19	1,070	29,088,295	27,185	915	2,551,662 (6,923,280)	2,789 (7,566)	155	26,536,633 (62,339,488)	171,204 (402,190)	0	0	0
20	1,186	32,442,763	27,355	1,021	2,174,817 (6,923,390)	2,130 (6,781)	165	30,267,946 (71,478,892)	183,442 (432,205)	0	0	0
21	1,177	42,083,722	35,755	985	2,915,518 (8,029,680)	2,960 (8,152)	192	39,168,204 (79,659,710)	204,001 (414,894)	0	0	0
22	1,361	45,900,616	33,726	1,162	2,970,954 (8,804,210)	2,577 (7,577)	199	42,929,662 (82,624,722)	215,727 (415,200)	0	0	0

(注) 下段()の数値は総医療費とその平均金額。

② 結核患者の医療

結核の適正な医療を普及するため、結核患者または保護者からの申請により、感染症の診査に関する協議会の意見を聴取し、医療給付を行なっている。（感染症法第37条の2、第42条）

□結核外来患者医療費公費負担状況

(単位：人)

年 度	区 分	計	健康保険		国 民 健康保険	生 活 保護法	自 費 その他	老 人 保健法	後 期 高齢者
			本人	家族					
18年度	申請	142	26	6	49	26	3	32	-
	承認	134	25	6	46	23	3	31	-
19年度	申請	192	44	10	81	29	1	27	
	承認	183	42	10	79	25	1	26	
20年度	申請	183	37	13	79	31	5		18
	承認	178	34	13	78	30	5		18
21年度	申請	193	49	11	70	31	5		27
	承認	181	48	10	62	31	5		25
22年度	申請	183	38	11	81	25	2		26
	承認	179	37	11	79	25	2		25

(6) 結核患者の療養支援

平成17年度から結核担当保健師業務を池袋保健所健康推進課に集中化し、専任制とした。

① DOTS (Directly Observed Treatment's Short-course 直接服薬確認療法)

結核患者の服薬を確認することにより、患者の治療の成功と結核のまん延を防止するとともに、薬剤耐性結核の発生を予防することを目的としている。（感染症法第53条の14）

(単位：人)

年 度	区 分	実施 実人数	支援回数 (延数)	内 訳				
				訪問	面接	電話		
18年度	直接服薬支援 (DOTS)	118	996	46	386	564		
19年度	直接服薬支援 (DOTS)	137	1,414	91	574	749		
20年度	直接服薬支援 (DOTS)	158	1,825	79	679	1,067		
21年度	直接服薬支援 (DOTS)	166	1,786	178	701	907		
22年度	直接服薬支援 (DOTS)	187	1,377	126	587	664		
	内 訳	保健所 DOTS	保健師	187	430	54	176	200
			看護師	147	940	65	411	464
	薬局DOTS	1	7	7	0	0		

(注) 対象者の状況に応じて看護師や薬局が重複して支援しているため、22年度実施実人数は内訳の合計数と
ならない。

② 結核登録者の精密検査（管理検診）

結核登録者を対象に、治療終了後の再発早期発見や治療中断者の病状悪化の早期発見のため、病状に関する検査結果の把握を行なっている。（感染症法第53条の13）

（単位：人）

区分 年度	実施者数				検査結果				
	保健所	委託 医療機関	その他	計 (A)	結核患者 発見数 (B)	結核患者 発見率 (%) (B) / (A)	発病のおそれ があると診断 された者(※)	治癒及び 異常なし	その他
18年度	44	-	-	44	0	0.00	14	30	0
19年度	31	0	0	31	0	0.00	8	23	0
20年度	39	0	0	39	0	0.00	9	30	0
21年度	45	0	0	45	0	0.00	2	43	0
22年度	74	0	0	74	0	0.00	29	45	0

(※) 発病のおそれがあると診断された者：胸部X線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

(7) 新登録塗抹陽性患者治療成績

結核患者治療終了後、菌検査の把握や、服薬及び治療状況等について分析・評価を行ない、結核対策に役立てている。治療失敗・脱落率が5%以下を目標としている。

□塗抹陽性新登録患者数

（単位：人）

治療成績	19年	20年	21年	21年内訳（再掲）			
				生活保護	外国人	80歳以上	リスク無
治癒	9	9	14	3	1	2	8
治療完了	8	13	18	0	1	2	15
治療失敗	0	0	0	0	0	0	0
脱落	0	0	0	0	0	0	0
死亡	8	11	10	2	0	3	5
転出	1	0	4	1	0	0	3
12か月超え治療	3	2	2	2	0	0	0
判定不能	8	5	7	1	1	1	4
計 (%)	37	40	55	9 (16.4)	3 (5.5)	8 (14.5)	35 (63.6)

治癒	必要な治療期間服用を完了し、かつ治療後半に培養陰性が確認されている者
治療完了	必要な治療期間服用を完了したが、治療後半の培養陰性が確認されていない者
治療失敗	治療5か月目以降に培養陽性になった者
脱落	2か月以上中断した者
死亡	治療途中で死亡した者
転出	治療完遂前に、管轄地域外に転出した者
12か月超え治療	治療が超える者
判定不能	上記すべての判定に適合しない者

[5] 新型インフルエンザ対策

(1) 平成 21 年度

① 新型インフルエンザの発生、対策本部の設置

平成21年4月28日、メキシコや米国等で確認された豚インフルエンザ(H1N1)が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症として位置づけられた。

豊島区では同年4月27日、池袋保健所内に「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、区長を本部長とする「危機管理対策本部会議」、「新型インフルエンザ対策会議」を連続して開催し、5月2日には「豊島区新型インフルエンザ対策本部」を設置した。

② 発熱相談センター(新型インフルエンザ相談センター)の開設

- ・ 池袋保健所内に発熱相談センター開設。インフルエンザ様症状のある方を発熱外来(7月11日以降は一般医療機関)へ受診紹介、家庭での療養相談、ワクチン接種に関する相談などに対応。
- ・ 相談延件数: 5,427件(21年4月27日~22年3月31日)

③ 正しい知識の普及(広報・ホームページ)

- ・ 広報としま「10/15 新型インフルエンザ対策特集号」「11/9 新型インフルエンザワクチン特集号」発行。
- ・ ホームページ(随時更新)…発熱相談センター、インフルエンザの予防と家庭での療養、インフルエンザの流行状況、新型インフルエンザワクチン接種費用助成、妊婦へのマスク配付など新規作成。他にポスター、関係機関での講習会、としまテレビなど媒体活用。

④ 疫学調査・発生届・健康観察

- ・ 検疫法による健康観察…890件
- ・ 新型インフルエンザ発生届…15件
- ・ 積極的疫学調査訪問…10件

⑤ アラートPCR検査・サーベイランス

- ・ 発熱外来受診患者、濃厚接触者や集団発生時の有症状者、入院重症患者などを対象に新型インフルエンザ確定の検査・検体搬送を行った。
- ・ PCR検査…41件(豊島区依頼検査…5件、東京感染症アラート…36件)

⑥ その他

- ・ 発熱外来、区内医療機関との連携・協力により早期受診を支援。
- ・ 妊婦マスク配付…1,576人。一人50枚、10月15日~3月31日まで配付。
- ・ 医療資器材の備蓄(N-95マスク、防護服など)
- ・ ワクチン接種費用助成…延べ20,238件。優先接種対象者(基礎疾患を有する方、妊婦、1歳~高校生相当年齢)のワクチン接種一部費用、生活保護受給者等のワクチン接種費用全額を助成。

(2) 平成 22 年度

- ・ 広報としま「10/11 インフルエンザワクチン特集号」発行。
- ・ 妊婦マスク配付…1,506人
- ・ ワクチン接種費用助成…延べ21,231件。子ども(1歳~13歳未満)のワクチン接種一部費用、生活保護受給者等のワクチン接種費用全額を助成。

平成23年3月31日、新型インフルエンザ(A/H1N1)は、感染症法に規定する「新型インフルエンザ感染症」と認められなくなり、通常の季節性インフルエンザ「インフルエンザ(H1N1)2009」に移行。

[6] 麻しん対策

(1) 「豊島区麻しん対策実施計画」の策定

平成19年春、全国的な麻しん大流行を受けて、国は平成24年までに麻しん排除を達成するために、①予防接種の充実、②発生動向調査の実施、③発生時の迅速対応を掲げている。

平成20年度および21年度に策定した実施計画について、評価、見直しを行ない、引き続き効果的な対策を推進するため「豊島区麻しん対策実施計画(平成20～24年度)」を策定した。

(2) 積極的疫学調査

(単位：件)

年度 区分	19年度	20年度 (前年度比)	21年度 (前年度比)	22年度 (前年度比)
調査施設等数 (延べ)	108	15 (△93)	5 (△10)	2 (△3)

(3) 麻しん風しん混合ワクチン (MR) 予防接種

① 予防接種率

(単位：%)

接種期 年度	第1期	第2期	第3期	第4期
18年度	77.4	68.0	平成20～24年度 (5年間) の時限措置として実施	
19年度	91.9	80.2		
20年度 (前年度比)	86.6 (△5.3)	85.3 (5.1)	66.0 (-)	60.7 (-)
21年度 (前年度比)	90.7 (4.1)	86.4 (1.1)	74.8 (8.8)	64.6 (3.9)
22年度 (前年度比)	85.9 (△4.8)	88.6 (2.2)	79.4 (4.6)	68.6 (4.0)

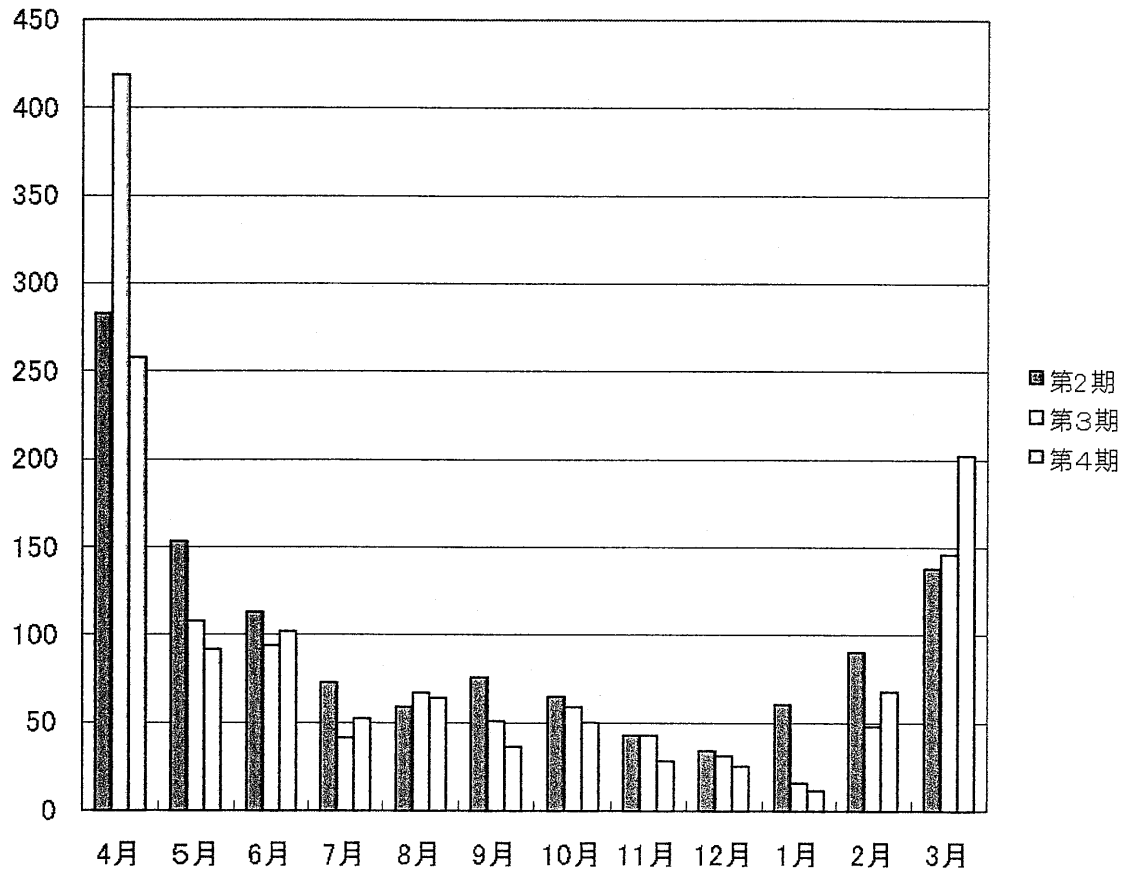
② 個別勧奨

定期 (一類疾病) の予防接種実施要領に基づく予防接種台帳を整備し、未接種者に対する個別勧奨を実施した。(平成23年2月8日送付：12月までの未接種者及び23区相互乗り入れによる接種者含む)

(単位：人)

接種期 区分	第2期	第3期	第4期
接種対象者数	1,394	1,383	1,436
個別勧奨者数 (A)	493	519	814
個別勧奨後の接種者数 (B)	250	180	270
個別勧奨に対する接種率 (%) (B) / (A)	50.7	34.7	33.2

③ 月別予防接種者数（3月分には23区相互乗り入れによる接種者数を含む）
（単位：人）



④ 経過措置（MRのみの数値）

（単位：件）

年度	19年度	20年度	21年度	22年度
経過措置				
第1期 経過措置数	81	21	19	25
第2期 経過措置数	127	34	30	28
第3期 経過措置数			15	18